

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会
(ベトナム産りゅうがんの生果実の輸入解禁) の概要

日時：令和4年10月12日(水) 14:00~14:40

場所：オンライン

公述申込者：

- 君島 悦夫 (一般社団法人全国植物検疫協会)
相馬 幸博 (一般社団法人日本くん蒸技術協会)

公聴会で述べられた意見の概要：

公述申込者2名から意見が述べられ、いずれも植物防疫法施行規則の一部改正等に賛成であった。

意見①

- ・病虫害の侵入を防止するために、特定の植物類の輸入を禁止することは国際植物防疫条約にもあるとおり、各締約国政府の権限として認められている。しかしながら、この措置は当然のことながら植物検疫上、必要な場合においてのみ認められるものと理解している。
- ・また、国際植物防疫条約前文にもあるように、植物検疫措置は、技術的に正当なものであり、かつ、透明性があるべきと考える。
- ・今回の制度改正に当たり行われた技術的検討とリスク評価の結果、当該生果実の輸入を解禁しても、検疫有害動物(ミカンコミバエ)が侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至っているのであれば、植物防疫法施行規則改正は当然と考える。
- ・また、施行規則(省令)改正に伴い、二国間で合意した植物検疫条件を新たに告示する必要があると考えるため、基準策定に賛成する。

意見②

- ・ミカンコミバエは、かんきつ類など多くの果実を加害する我が国未発生の害虫で、侵入を警戒する第一級の害虫である。今般、ベトナムはりゅうがん生果実に寄生するミカンコミバエを我が国の試験条件に基づき、低温処理により完全殺虫できる基準を開発した。
- ・ベトナムは、これまでマンゴウ生果実などの輸入解禁を実施しており、すでにミカンコミバエの人工飼育技術は確立されていることから、供試果実の作成については特に問題ないものとする。
- ・生果実に寄生する卵と幼虫の中でどの態が最も低温に耐性があるかを 1.3~

1.5°Cで試験した。その結果、3齢幼虫が最も低温に耐性があることが判明した。これは、他国の解禁データと相違ないものとする。

- ・次に、最耐性の3齢幼虫をりゅうがん生果実に寄生させ、1.4°Cで低温処理した結果、9日以上の日数で完全殺虫されることが確認された。
- ・大規模殺虫試験では、1.4°Cで、安全性を加味し13日の日数で実施していた。その結果、3万頭以上の3齢幼虫が完全殺虫されることを確認した。
- ・これらの結果から、提示された「生果実の中心部が摂氏1.3°Cとなった後、引き続き13日間その温度以下で消毒すること」による輸入解禁基準は、さらに安全性を加味されており、問題ない基準であるとする。
- ・以上の理由から、ベトナム産りゅうがん生果実について、提示された条件で輸入解禁してもミカンコミバエが日本に侵入する危険性はないものとする。